資本関係又は人的関係に関する調書の作成要領

【作成が必要な方】

- すべての申請者
- 該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付して下さい。

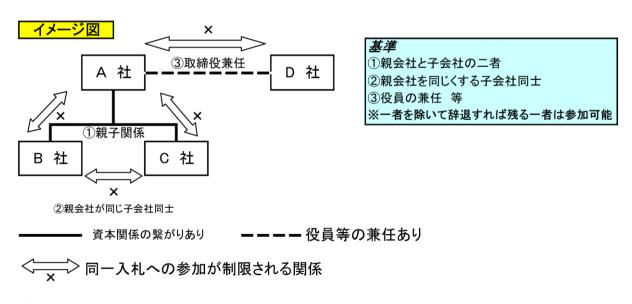
「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成16年3月30日付け 国地契第89号)により、本市においても、建設工事および測量・建設コンサルタント等に ついて、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこと となったことに伴い、調書の作成をお願いします。

当該調書においては、主に次の事項を記入してください。

- ○申請者の親会社に関する事項(商号又は名称)
- ○申請者の子会社に関する事項(商号又は名称)
- ○申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号又は名称等)

※<u>申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがあります</u>ので、以下の説明を十分に確認した上で当該調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】



○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除 きます。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社、子会社の定義

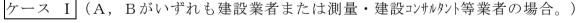
会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

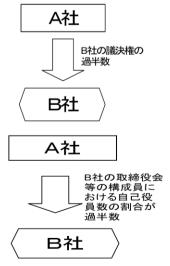
本様式に記入する子会社は、申請者と同種(建設工事または測量・建設コンサルタント等)の入札 参加資格申請を守山市に対して行う者に限ります。

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社とは

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その 他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営 を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。





A社は、B社の「親会社」 B社は、A社の「子会社」 (調書に記入する対象会社)

ケースIにおける調書への記入について、

A社が申請する場合、調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社を記入します。

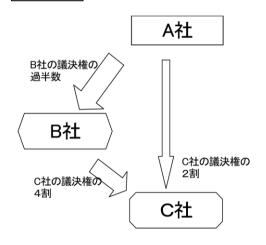
B社が申請する場合、調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄には何も記入しません。

上記を表にまとめると、次のようになります。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	_	B社
B社	A社	_

- ※親会社は、持株会社等も記載の対象となります。
- ※以下、ケースⅡ、ケースⅢの表も同様の意味です。

ケース Ⅱ (A, B, Cがいずれも建設業者または測量・建設コンサルタント等業者の場合。)

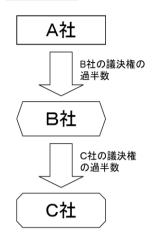


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

(調書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社		B社、C社
B社	A社	_
C社	A社	_

ケース Ⅲ (A, B, Cがいずれも建設業者または測量・建設コンサルタント等業者の場合。)



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

(調書に記入する対象会社)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	_	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	_

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号及び第4号の親会社・子会社があれば、記入してください。

○役員の定義

- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、調書に記入してください。
- ※「取締役」には、社外取締役も含みますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。
- ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないで下さい。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。